

63

63

# 見解書

— 東京都臨海副都心清掃工場(仮称)建設事業 —

平成 2 年 5 月

東京都

## 1. 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一  
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1.2 対象事業の名称及び種類

東京都臨海副都心清掃工場（仮称）建設事業  
廃棄物処理施設の設置

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略を表1-1に示す。

表1-1 計画の概略

ごみ処理 施設の新設	所 在 地	東京都江東区有明二丁目2
	敷 地 面 積	約 24,000m <sup>2</sup>
	工事着工年月	平成3年4月（予定）
	稼働開始年月	平成6年4月（予定）
	処理能力	混合ごみ 400t／日 (焼却炉 200t／日・炉×2基)
	工 場 栄	鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ約30m（一部約33m）
	煙 突	外筒鉄骨造、高さ約140m
	駐 車 場	見学者用車両等

### 1.4 意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が1通と、関係区市町村長として、港区長及び江東区長からの意見が提出された。また、公聴会においては公述人6人から意見が述べられた。これらの主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の要旨の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>大気汚染の現地調査が、年間で、高濃度を示す12月～1月において実施されていない。</p> <p>また、昭和63年8月に夏期の地上気象観測を実施しているが、この月は異常冷夏であり、風向が例年とは異なる。</p> <p>以上の点から、現地調査をやりなおす必要がある。</p>	<p>「東京都環境影響評価技術指針解説」によれば、大気質の状況等の調査は、既存資料を整理・解析または、現地調査によることとされています。</p> <p>本環境影響評価書案では、大気質の調査は既存資料の整理・解析により行い、現地調査は既存の資料の整理・解析を補完するために実施したものです。</p>
<p>長期平均値予測を使った拡散式のブルーム式は、風向を16方位に分けた1方位の中で汚染濃度が一様と仮定したものである。</p> <p>実際は濃度がかなり異なるのでもとのブルーム式を使って予測すべきだ。</p>	<p>本環境影響評価書案では、清掃工場の排出ガスの影響を長期平均値として算出したものです。</p> <p>本評価書案で使ったブルーム式は、「東京都環境影響評価技術指針関係資料集」の中で「長期平均値のシミュレーションモデルに使用される。」ものとされています。</p>
<p>評価書案の中で、悪臭についてはごみパンかからの臭気は規制基準を超えることはない、管路の臭気は最大着地濃度地点で0.14となり影響がないと言っているが、規制基準を下まわっていても数字の設定そのものに疑問がある。</p> <p>規制基準は、住民の感覚・感情を満足させることができるかとは別のものである。</p>	<p>東京都公害防止条例では、臭気の規制に臭気濃度を採用しています。臭気濃度は、臭気が人間の感覚に強く依存することに着目し単に物質の科学的分析によらず、三点臭袋法と呼ばれる臭気の測定方法を採用し、人の感覚を重視した規制を行っています。</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>平成2年4月11日に発表された「東京港埋立地の液状化対策委員会の発表」では、95%の地域で液状化の危険があるとの指摘がされているが、問題はないのか。</p>	<p>本清掃工場の建設にあたっては、「東京港埋立地の液状化対策検討委員会」の検討結果を踏まえ、適切な対応を図っていくよう考えています。</p> <p>なお、同委員会が平成2年4月11日に発表した「東京港埋立地における液状化対策手引書資料編」によれば、本清掃工場建設予定地がある10号その1埋立地は、液状化が発生しにくい区域とされています。また、臨海副都心地区の埋立地盤全体では、液状化の発生しやすい領域は全体の25~30%とされています。</p>
<p>臨海副都心開発事業化計画は急ピッチで進められているが、その内容は知られていない。この計画は緑を取り払い、巨大ビルを建て、海面埋立を行う大企業本位のものである。</p> <p>江東区で実施したアンケート調査では、文化、スポーツ施設住宅を希望するものが圧倒的に多い。この要望を踏まえて、清掃工場も建設すべきである。</p>	<p>「臨海副都心開発事業化計画」では、国際化、情報化の進展に対応した副都心の形成を図り、東京都の都市構造を一点集中型から多心型へ転換させるとともに、6万人の住宅をはじめ、さまざまな公園、緑地、文化・スポーツ施設等を整備し、職と住の均衡のとれたまちづくりを進めることとしています。</p> <p>清掃工場は、当地域の快適な都市生活を支える都市基盤施設の一環として建設するものです。</p>
<p>臨海副都心に建設する管路収集システムは、従来の実施例と比較してかなり大規模なものとなっている。</p> <p>このような大規模な管路収集システムを臨海副都心に建設して、管理・運営に問題はないのか。</p>	<p>臨海副都心に建設する管路収集システムは、未来型都市にふさわしい機能を提供し、快適環境の創造、公害防止といった社会的要請に応えるものと考えます。</p> <p>本システムは、収集経路を5系統に分割することにより、従来の実施例と同様に確立された技術で建設できると考えます。また、本システムのごみ収集管は、共同溝内に敷設されるので、維持管理等が容易にできるようになっています。</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>東京都は、全国の優れた自治体の資源化・リサイクルをも含めたごみの処理方式をもっと取り入れることはできないのか。</p> <p>ごみの減量対策をするとともに、都の手助けで国レベルのリサイクルを行うべきだ。</p>	<p>ごみの資源化・リサイクルは、ごみの減量化や埋立処分場の延命化等に極めて有効な方策です。</p> <p>このため、都では国に対して資源化技術の開発推進、有価物の回収活用システムの確立等の要請を行うとともに、再生紙の活用促進、集団回収に対する報奨金の支給等を行っています。</p> <p>また、資源化・リサイクルの問題は、単に廃棄物の問題にとどまらず、生産、流通、消費のあり方に深くかかわるものであるため、現在、その有効な方策について清掃審議会に諮問中ですが、今後とも適切な事業を総合的に推進していきたいと考えています。</p>
<p>平成6年から東京フロンティアに1日10万人の人が来まり、そのごみ及び企業の大型ごみはどうするのか。裁断して埋立地へ運ぶのか。</p>	<p>東京フロンティア開催時に、展示会場の開催準備等で発生するごみは、原則として各イベントの管理者及び主催者等の責任で処理することとなります。</p> <p>来場者等から発生するごみ（弁当容器、紙くず等）は、各会場に設置したダストコンテナ等に集められ、原則として管路収集システムで処理されます。</p> <p>また、展示に伴って発生する廃材等の大型ごみについては、原則として別途車両等により処理されます。</p> <p>なお、紙、ビン・缶類等については、管理者等の協力を得て、極力資源回収を図ります。</p>

## 2. 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

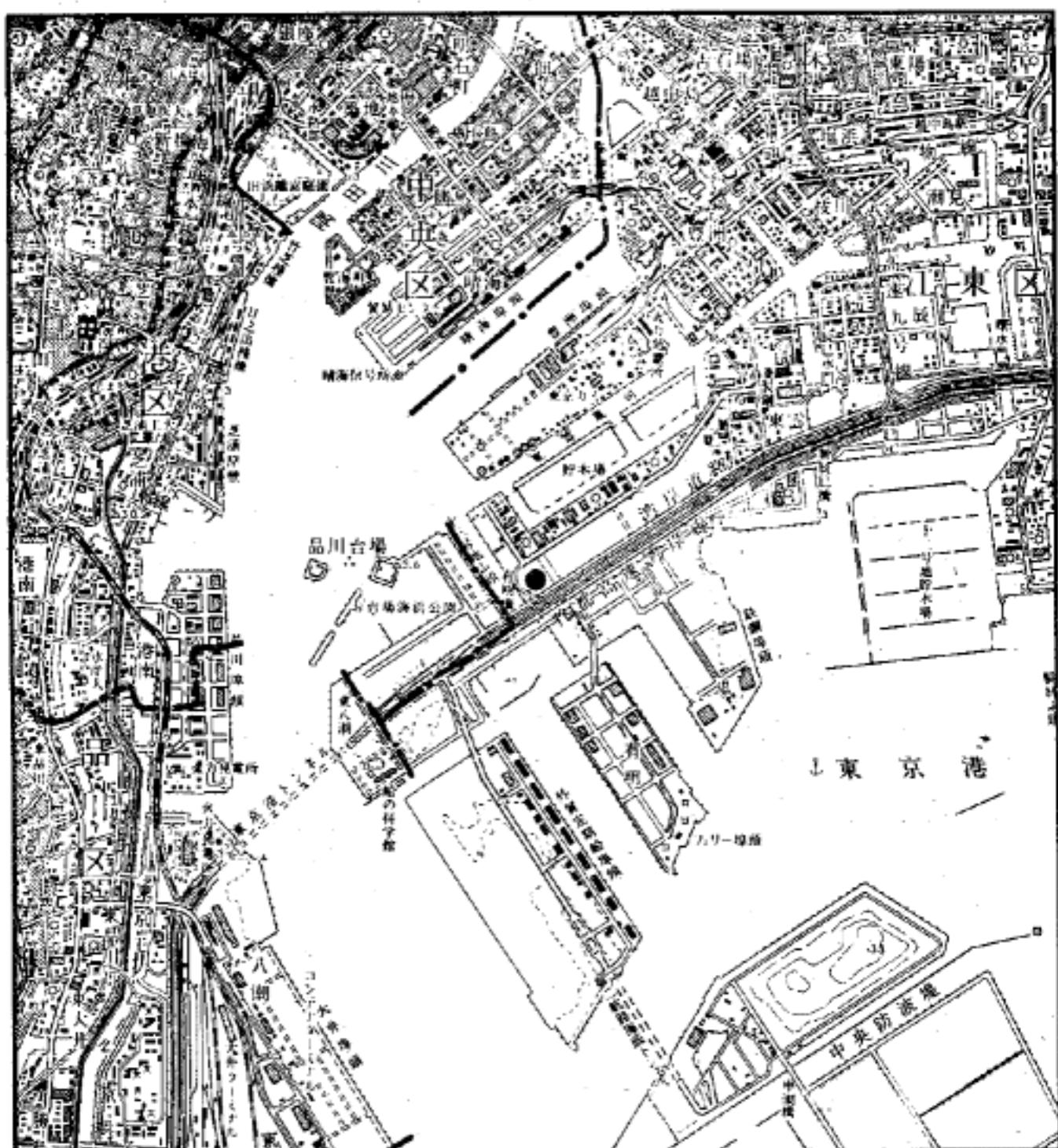
東京都は、昭和62年6月に「臨海副都心開発基本構想」を発表し、臨海部に新しく開発する地域を副都心として位置づけ、その整備の方向を明らかにした。この構想を受けて、昭和63年3月に「臨海副都心開発基本計画」及び平成元年4月に「臨海副都心開発事業化計画」をそれぞれ発表し、整備の具体的な内容と事業化の道筋を示し、開発の基本となる事項を詳細に定めるとともに平成5年度までに進める事業及びその手続きを明らかにした。

東京都臨海副都心清掃工場（仮称）（以下「臨海副都心清掃工場」という。）は、臨海副都心地域の供給処理施設の一環として、廃棄物を収集し処理することを事業の目的とする施設である。

### 2.2 事業の内容

#### 2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は、図2-2-1に示すように、東京都江東区有明二丁目にあり、国道357号（湾岸道路）の北側、有明テニスの森公園の西側に位置する区域である。事業の区域を図2-2-2に示す。



● 工場予定地

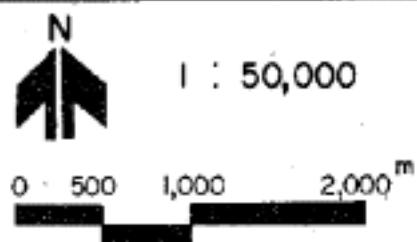
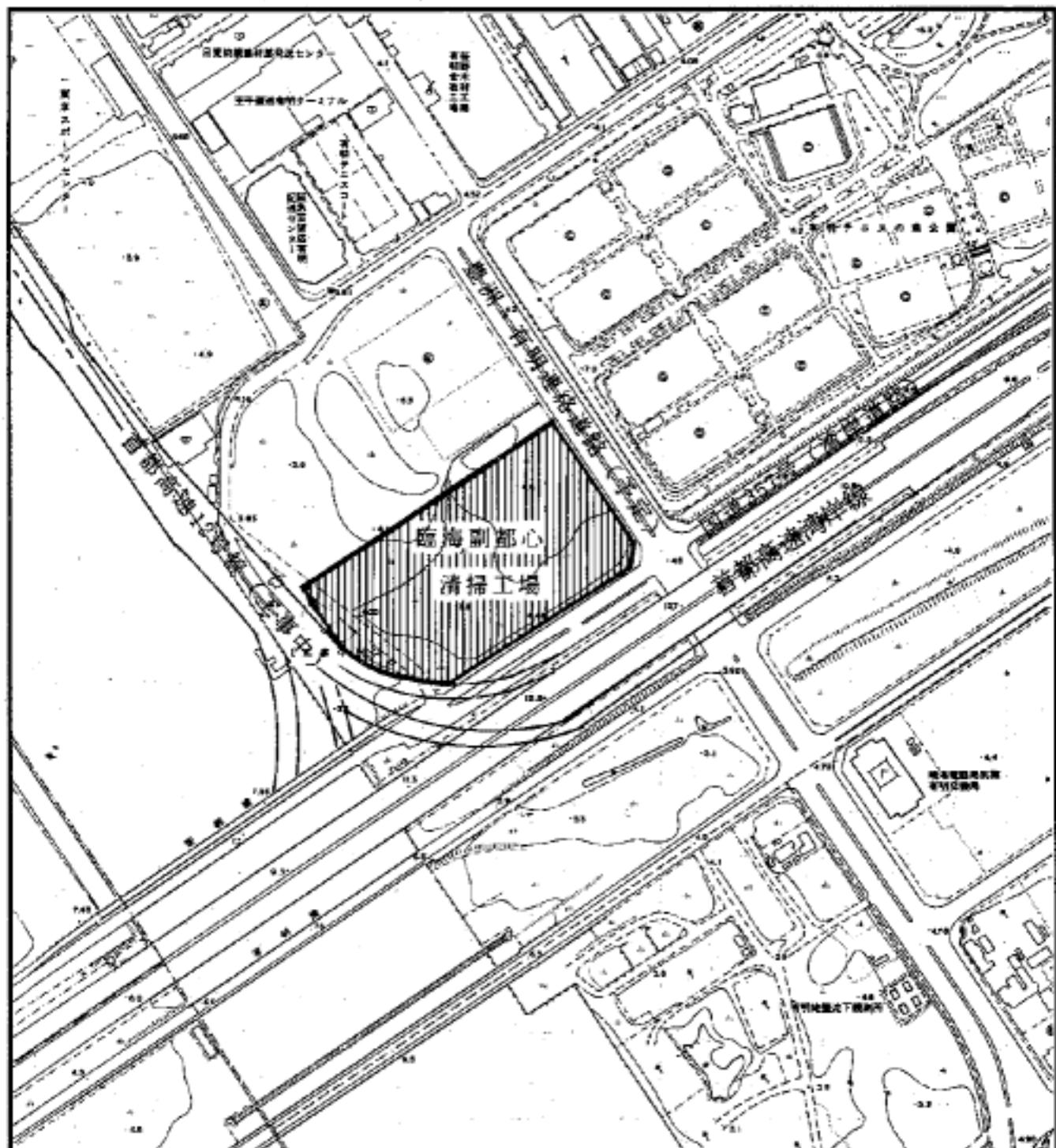


図 2-2-1 対象事業の位置



凡 例



工場予定地



1:5,000

0 50 100 200 m

図 2-2-2 対象事業の区域

## 2.2.2 計画の内容

### (1) 施設配置計画

施設の計画概要を表 2-2-1に、施設の配置計画を図 2-2-3に示す。

表 2-2-1 施設計画の概要

施 設		面 積	計 画 の 概 要
建 築 物 等	工場棟	約 11,400m <sup>2</sup> (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：約30m（一部約33m）
	付属施設	約 100m <sup>2</sup> (建築面積合計)	倉庫等
	煙 突	約 100m <sup>2</sup> (建築面積)	構造形式：外筒鉄骨造 高さ：約 140m
構内道路 ・駐車場等		約 9,900m <sup>2</sup>	構内道路、駐車場、その他
緑 地 等		約 2,500m <sup>2</sup>	敷地外周緑地等
合 计		約 24,000m <sup>2</sup>	

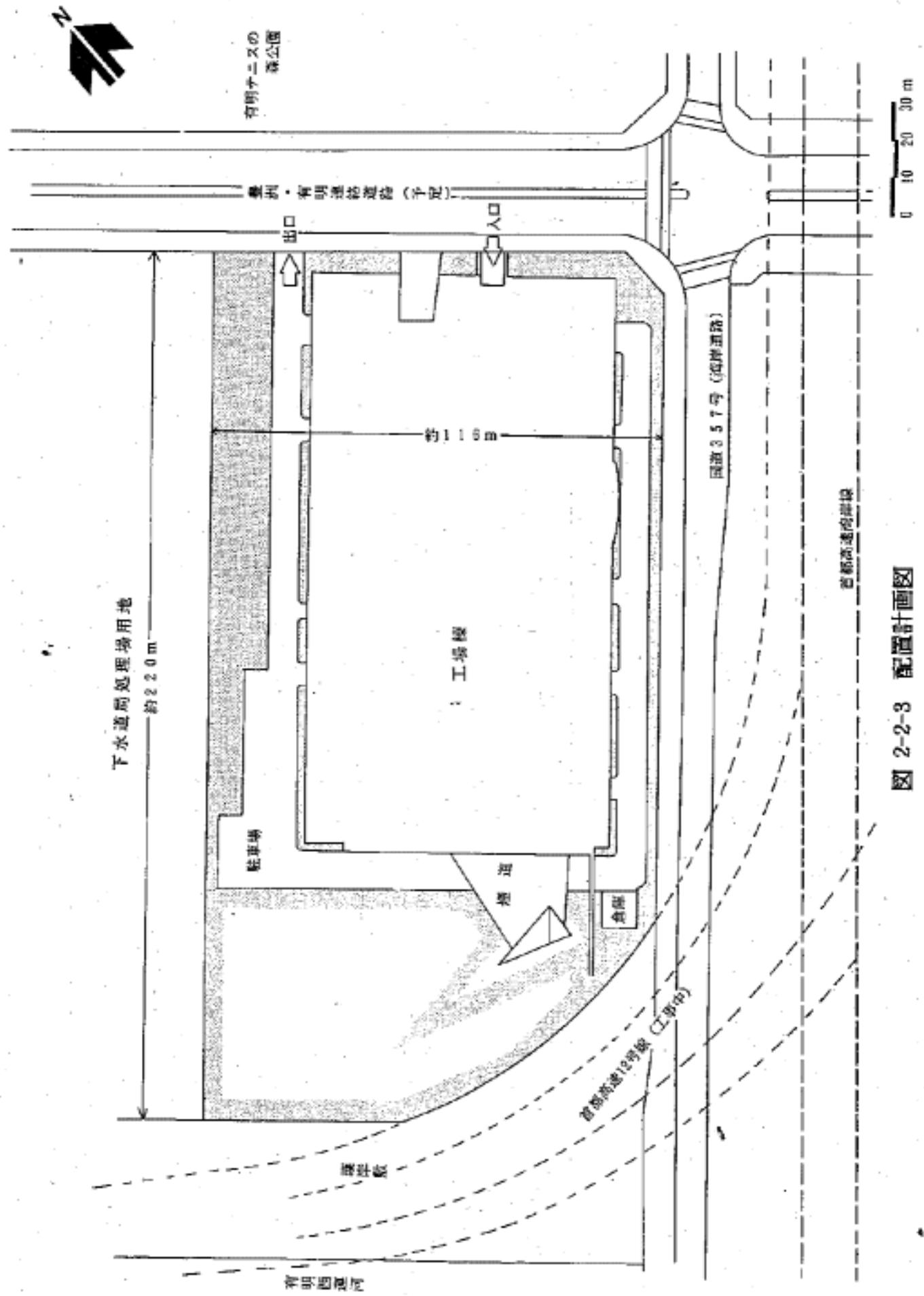


図 2-2-3 配置計画図

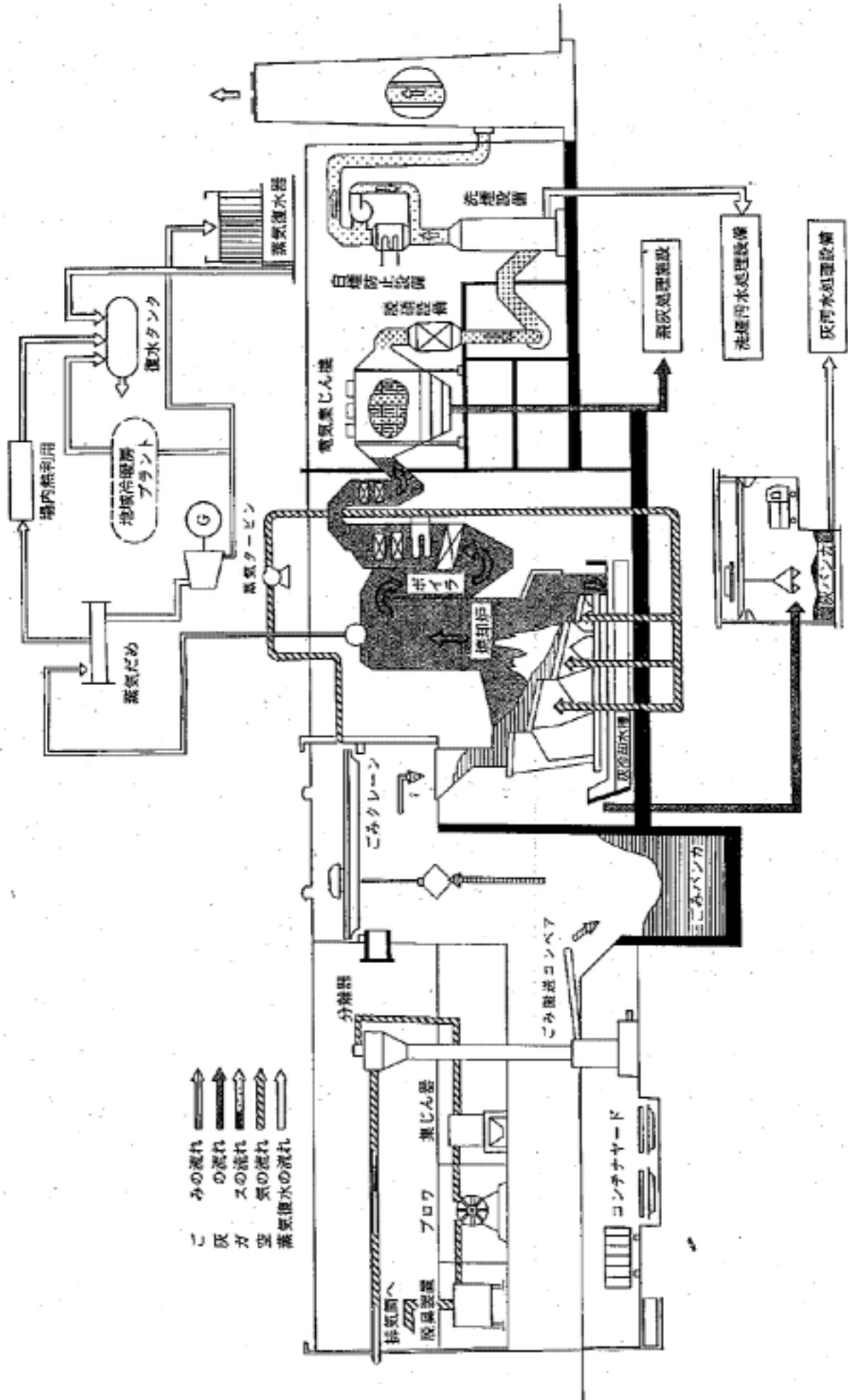
(2) 焼却設備計画

焼却設備の概要は、表 2-2-2に示すとおりである。処理システムフロー(参考)は、図 2-2-4に示す。

表 2-2-2 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備(プラント) 計画の内容
処理能力	400トン／日 (焼却炉 200トン／日・炉×2基)
処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理対象ごみ	ごみ種：混合ごみ ごみ質：可燃分58.6%、プラスチック10.6% 灰分16.1%、水分14.7% (最高時の四成分組成) 低発熱量：3,400Kcal/kg(最高時)
運転計画	・1日24時間の連続運転 ・400トン／日 焼却
収集ごみ量	約 400トン／日(週7日収集)
汚水処理	場内で公共下水道排水基準値以下に処理した後、 公共下水道へ放流する。
排ガス量(湿り)	84,000Nm <sup>3</sup> /時・炉

図 2-2-4 処理システムフロー（参考）



### (3) 収集輸送計画

#### ア、ごみの収集計画

##### (1) ごみの収集区域

原則として臨海副都心開発区域とする。

##### (2) ごみの収集方法

臨海副都心開発事業化計画に対応した輸送システムとして、利便性、衛生面、道路交通への影響を考慮し、管路収集システムを導入する。

なお、粗大ごみ等の管路収集不適ごみについては、別途収集による。

##### (3) ごみの収集日時

収集は、原則として通年無休とし、収集センターの運転時間は、1日当り12時間程度とする。

##### (4) ごみ収集管のルート

管路収集システムのイメージを図 2-2-5に、幹線ルートを図 2-2-6に示す。なお、管路は原則として共同溝内に收めることとする。

#### イ、灰の搬出計画

##### (1) 灰の搬出日時

月曜日～土曜日の朝 8時～夕方 5時とする。

##### (2) 灰搬出車の走行ルート及び車両台数

灰搬出車は、国道 357号（湾岸道路）を通り、13号地縦貫道路を経て、中央防波堤外側埋立地へ至る。なお、灰搬出車の台数は、大型車約20台／日（ダンプトラック10台車）である。

##### (3) 灰搬出車の構造

灰搬出車については、工場搬出時にシート掛けをし、灰等の飛散を防止する。

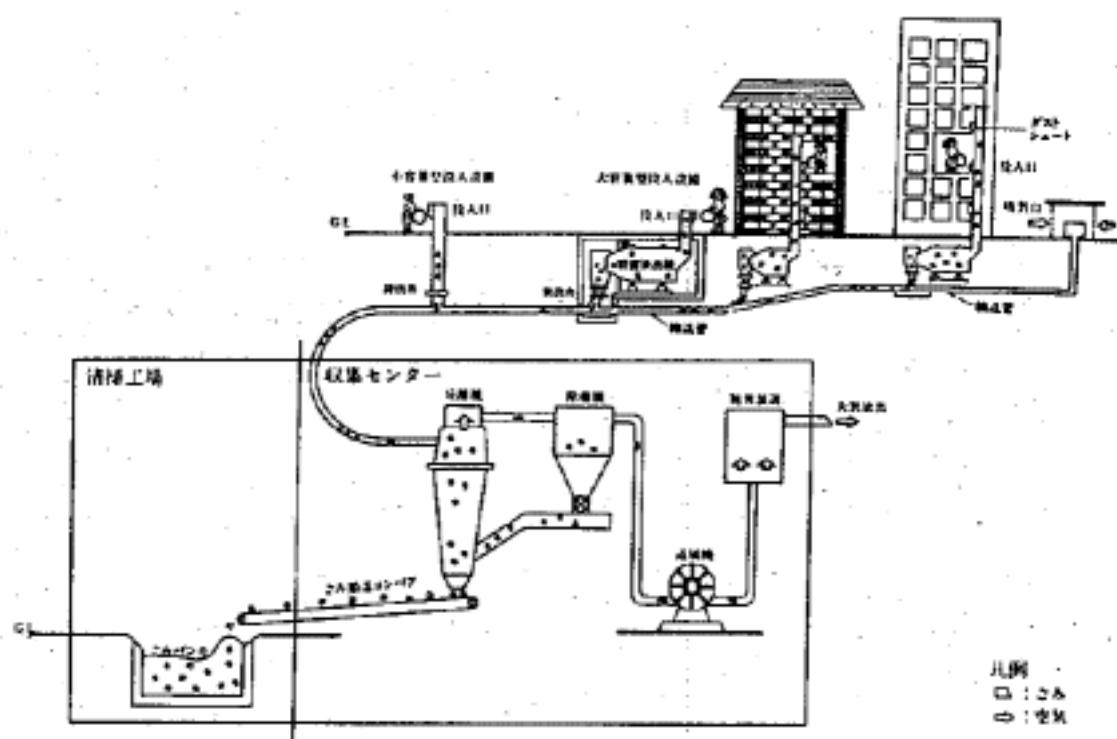


図 2-2-5 ごみ管路収集システムのイメージ

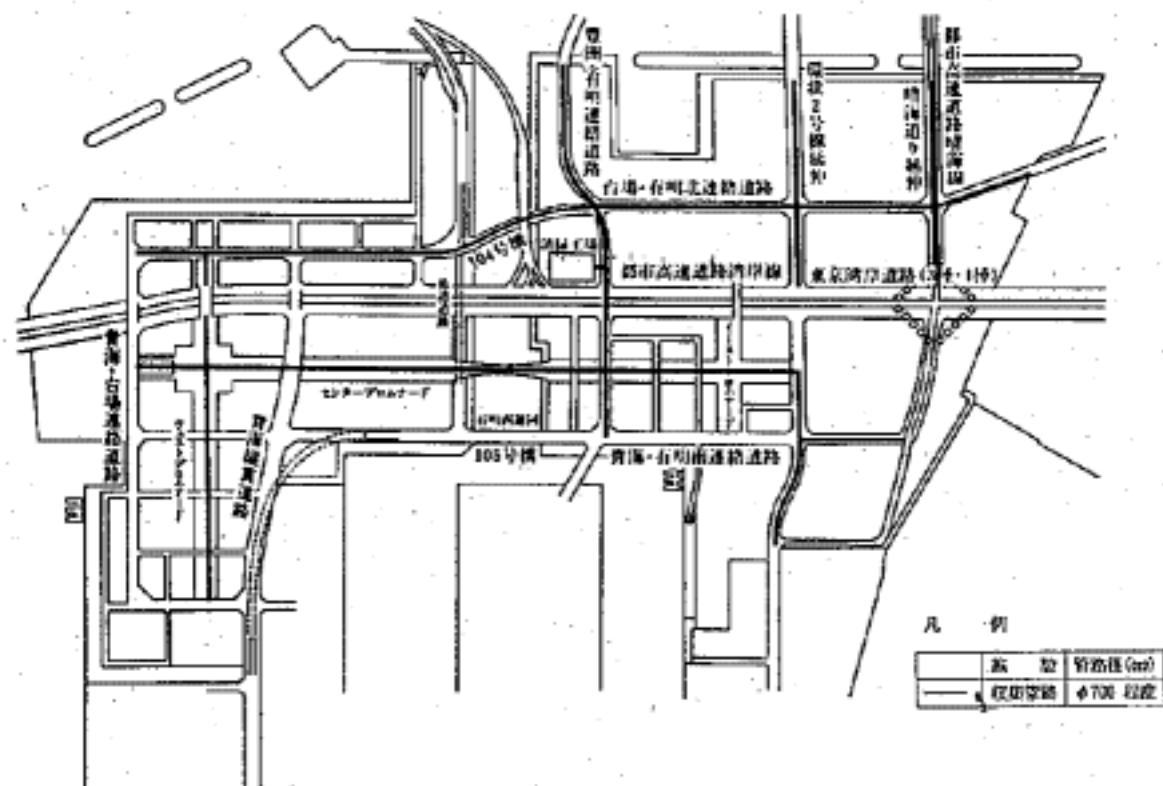


図 2-2-6 ごみ収集管（幹線）のルート

### 2.2.3 建設工程

建設工事及び試運転の期間は、表 2-2-3に示すように、平成 3年 4月から平成 6年 3月までの36ヶ月を予定している。

表 2-2-3 建設工程

工種	月数																	
	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36
準 備 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山留め・杭及び地盤改良工事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
掘 削 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
く 体 ・ 仕 上 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
構 内 共 同 溝 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プ ラ ン ト 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 構 工 事	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
試 運 転	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 2.2.4 環境保全及び公害防止

清掃工場の建設工事中及び稼働後は、公害を防止し、地域の環境を保全するため、次のような対策を講じる。

### (1) 建設工事中

- ① 工事中は、危険防止、保安及び騒音防止対策として、鋼板による仮囲いを敷地外周に設置し、敷地入口には仮門を設けガードマンを配置する。
- ② 工事中の敷地内排水のうち、現場事務所の汚水と工事排水は、仮設配管を設置して公共下水道へ放流する。また、雨水は仮設排水管と仮設沈砂池等を設け、土砂の流出を極力防いだうえ、公共下水道へ放流する。
- ③ 現場へ出入りする工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場等を仮門付近に設ける。
- ④ 敷地整地工事及び地下構造物構築のための掘削工事は透水性の高い鋼矢板を周辺に打設し、周辺に地下水低下を及ぼさないように施工する。

### (2) 工場の稼働後

工場の公害防止計画は、自己規制値を設定し、これを遵守する。

---

注) 自己規制値は、工場の公害防止計画として自主的に設定した規制値で法規制値よりも厳しい値である。

## 3. 関係地域

東京都環境影響評価条例第13条第1項の規定により定められた関係地域を次に示す。

### 港 区

台場、港南五丁目の一部（第3台場、第6台場）

### 江東区

豊洲六丁目、東雲二丁目、有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目、有明四丁目、青海一丁目、青海二丁目、新木場一丁目、新木場二丁目、新木場四丁目、辰巳三丁目